

GIGA スクール構想に関するQ&A（松島小学校版）

「タブレット端末等貸与申請書」の配布に当たり、GIGA スクール構想に関連するQ&Aを作成しました。ご参考にして頂けたら幸いです。

Q 1、そもそも、ギガスクール構想とはなんですか。

A 1、全国の児童 1 人に 1 台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組みです。松島小学校では、5月よりタブレット端末（クロームブック）を活用した学習活動を行っております。

Q 2、タブレット端末は、どのような時に貸与されますか。

A 2、主に①感染症の拡大及び大規模な自然災害等により臨時休校または学年・学級閉鎖となった場合、②児童生徒の同居家族及び接触者が感染症の発症または濃厚接触者認定等により、児童生徒本人が自宅待機となった場合、③夏休み、秋休み、冬休みといった長期休業の場合において、校長が必要と判断した時に、貸与されます。また、①、②の場合には、インターネット環境がない家庭向けに「Wi-Fiルーター」の貸与も可能です。（別の申請書への記入が必要です）

Q 3、今回の夏休みの貸与はありますか。

A 3、タブレット端末の安全な使い方や情報モラルに関する事等、タブレット端末の利活用に関する学校での指導を充実させた後に貸与を検討したいと考えております。今回の夏休みでの貸与はありません。

Q 4、「一人一台」となっているので、タブレット端末をもらうことはできませんか。

A 4、タブレット端末は、児童一人に一台配備されているもので、児童が所有するものではありません。また、タブレット端末は校内で使用することを基本としております。

Q 5、申請書のどこに○をつければよいですか。

A 5、申請書に○を入れられる所が3カ所あります。貸与を希望される方は、上の2つに○をつけて頂けたらと思います。なお、この申請書は卒業時まで有効です。

Q 6、申請は必ずしなければいけませんか。

A 6、ご自宅にインターネット環境とコンピューターがあれば、児童がそのコンピューターを使って、貸与を受けている児童と同様の学習活動を行うことが可能です。必ずしも貸与を申請しなければいけないということではありません。（Googleが提供するクラウド上のアプリを使用しているため、児童がGoogleアカウントにログインすれば、ほぼ全てのコンピューターで、タブレット端末と同様の機能が使用できます）

Q 7、貸与中にタブレット端末を壊してしまったら、弁償しなければなりませんか。

A 7、弁償となるのは「故意又は重大な過失による紛失、盗難及び破損させた場合」に限ります。不具合等が生じた場合は、担任へのご連絡を宜しくお願いします。

Q 8、タブレット端末では、インターネットサイトの閲覧の制限はありますか。

A 8、SNSやブログ、動画投稿サイト（youtube等）やインターネット掲示板といった、学習にはそぐわないと判断されたサイトへのアクセスはできません。また、インターネットへの接続時間は**6時～21時**の間に限られています。